

レンタル工房利用規約

この利用規約(以下「本規約」)は、中之条町(以下「町」という)が運営するレンタル工房の利用条件を定める。利用者は、本規約に従って利用するものとする。

第1条(適用)

本規約は、町と利用者との間のレンタル工房の利用に関わる一切の關係に適用されるものとする。

第2条(レンタル工房について)

1. 中之条町農林課主催で、レンタル工房を2種類運営する。

ア) <中学生以上対象>レンタル工房スタート(初心者向け DIY 工具のレンタル)

※高校生未満は、保護者の同伴が必要、未成年者は、保護者の署名が必要

イ) <成年者対象>レンタル工房プログレス(専門性の高い木工機械のレンタル)

2. 実施日時は、毎週木、土、日曜日9:00-13:00、13:00-17:00(年末年始を除く)までとする。

* 使用の1週間前までにフォームからお申し込みください。直前のお申込みの場合は、以下のお問い合わせ先へお電話ください。

* 上記以外での開館を希望される場合は事務局(中之条コネクト)までお問い合わせください。

【お問い合わせ】特定非営利活動法人中之条コネクト(レンタル工房管理事務局)

担当: 枝 TEL : 080-6287-9095 Mail: nakanojo.connect@gmail.com

3. 会場は、中之条町木材活用センター(中之条町大字下沢渡964-1)とする。

4. 1回あたりの使用料は、以下の通りとする。

※使用料の支払い方法は、「当日お釣りのないように現金での支払い」とする。

	レンタル工房スタート	レンタル工房プログレス
使用料	500 円/名	1,000 円/名

第3条(利用について)

1. レンタル工房においては、利用希望者は本規約に同意の上、町の定める方法で利用を申請し、町がこれを承認することで、レンタル工房の利用ができるものとする。

2. レンタル工房プログレスにおいては、町が主催する取扱講習会を受けた者のみに利用を制限する。

3. 町は、利用希望者に以下の事由があると判断した場合、利用の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。

ア) 利用申請に際して、虚偽の事項を届け出た場合

イ) 本規約に違反した者からの申請があった場合

ウ) その他、町が利用を相当でないと判断した場合

第4条(遵守事項)

利用者は次の各号に則して、レンタル工房を利用するものとする。

1. 法令または公序良俗に反する行為を禁止する。
2. 犯罪行為に関連する行為を禁止する。
3. 施設内での火気使用を禁止する。
4. 施設内へのペットの同伴を禁止する。
5. 施設内での喫煙を禁止する。
6. 施設内での飲酒を禁止する。また、飲酒後の利用も禁止する。
7. 施設内での飲食は、水分補給程度とする。
8. 施設内ではスタッフの指示に従うこと。
9. 施設内で他の利用者の迷惑になる行為を禁止する。10. 施設内で事業者の許可なく商業行為を行わないこと。
11. 施設内で政治活動、宗教活動、またはこれに類する行為を禁止する。
12. 反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為を禁止する。
13. その他、町が不適切と判断する行為を禁止する。

第5条(レンタル工房の休止等)

1. 町は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく、レンタル工房の全部、一部の提供を休止または中断することができるものとする。
 - ア)レンタル工房にかかる機械の修理、メンテナンスを行う場合
 - イ)地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、レンタル工房の提供が困難となった場合
 - ウ)レンタル工房にかかる機械が故障した場合
 - エ)町が主催するイベントや取扱講習会を実施する場合
 - オ)その他、町がレンタル工房の提供が困難と判断した場合
2. レンタル工房の提供が困難となった場合、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、町は、一切の責任を負わないものとする。

第6条(キャンセルについて)

1. 利用者は、都合でレンタル工房の利用をキャンセルする際は、利用日の前日の 17時までに町に連絡をし、キャンセルの旨を伝えること。
2. 利用開始時間から、連絡なく 30 分が経過した場合は、当日キャンセル扱いとする。
3. キャンセル料は、発生しないものとする。

第7条(清掃・廃棄物の取り扱い)

1. 利用した機器、備品等については、原状復帰し、使用開始時と同様な状態になるまで清掃を行うこと。
2. 製作の過程で、発生する廃棄物については、利用者自身で処分すること。

第8条(責任)

1. 利用者の故意により施設、機器、資材、付帯設備、什器、備品等を破損、または紛失した場合、当該破損の修復および町に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。また、利用者同士または第三者に損害を与えた場合、利用者はその損害を賠償する責任を負うものとする。
2. 利用者は、事故や破損及び紛失が発生した場合、遅滞なく町に報告しなければならない。

第9条(免責事項)

1. 町は、施設内での怪我や事故、貴重品・手荷物などの盗難・紛失、その他施設の利用により発生した利用者の損害に関し、町の故意又は重過失によるものを除き、一切の責任を負わないものとする。また、町の故意又は重過失による場合であっても、利用に関する逸失利益その他の拡大損害について損害賠償の責任を負わないものとする。
2. 利用者同士または第三者との間に紛争が生じた場合、利用者は、自らの責任と費用負担をもって処理解決するものとし、町に何らの迷惑損害をかけないものとする。

第10条(個人情報の取扱い)

町は、利用者がレンタル工房を利用する際に、受領した個人情報については、利用者の「プライバシーポリシー」に従い、適切に扱うものとする。

年 月 日

利用者署名：

連絡先：

(利用者が未成年者の場合)

保護者署名：